日EU間の越境データ移転を図る枠組み構築

2019年3月19日

個人情報保護委員会
Personal Information Protection Commission

個人情報保護委員会の概要・活動

個　人　情　報　保　護　制　度　の　法　体　系

※1　個人情報の保護に関する法律
（2016年個人情報保護委員設置）

※2　行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律
※3　独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律
※4　各地方公共団体において制定される個人情報保護条例

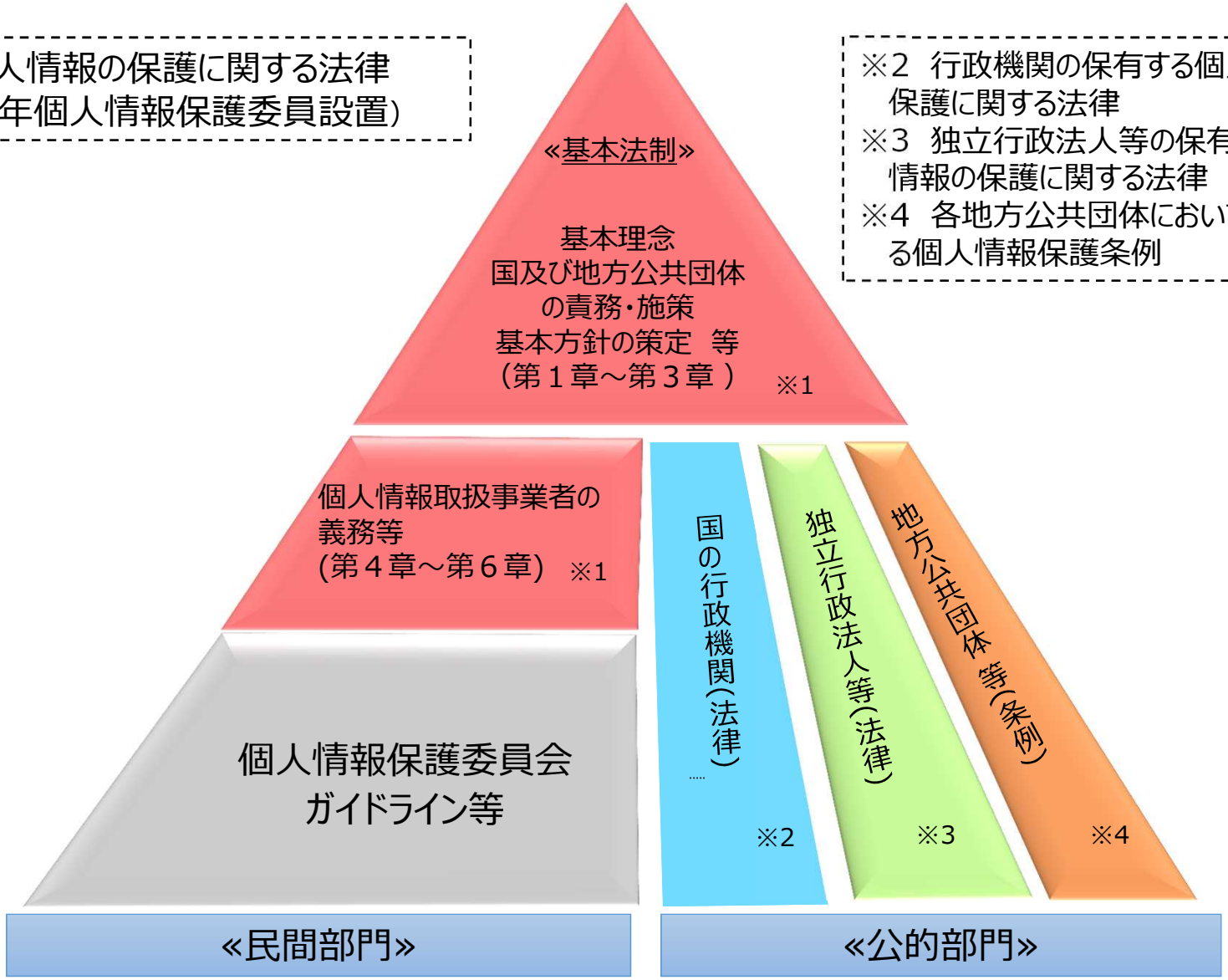

個人情報保護委員会の体制

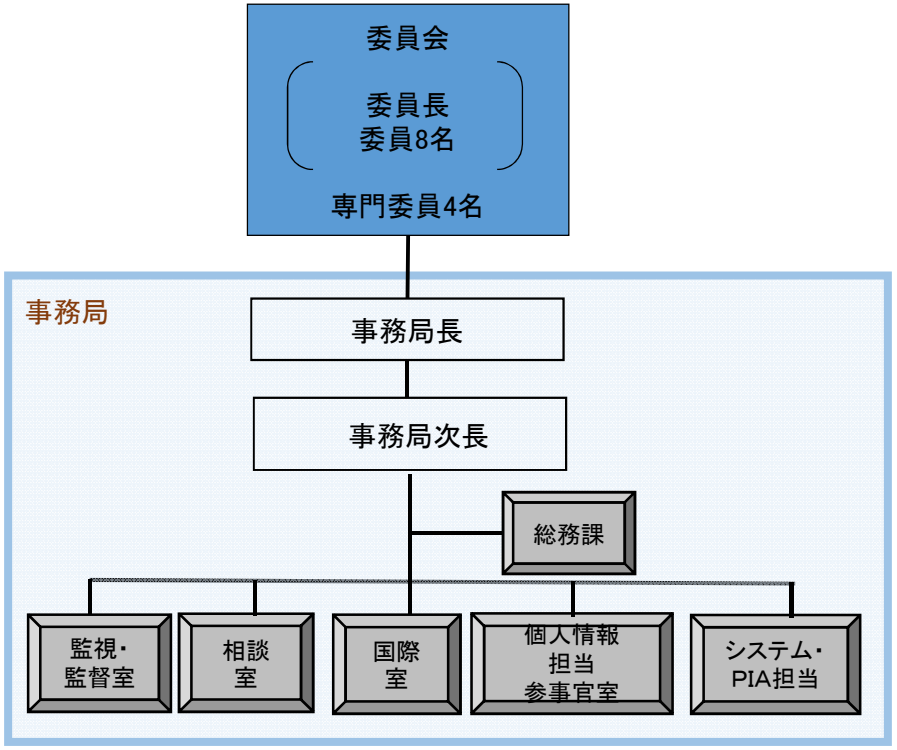

※事務局には約140名の職員が所属。

使命

個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ること。

所掌事務

・個人情報保護法制に関する企画・立案
・個人情報及びマイナンバーの取扱いに関する監視・監督
・苦情の申出についての必要なあっせん及びその処理を行う事業者への協力
・特定個人情報保護評価
・国際協力　等

日EU間の越境データ移転を図る枠組み構築に係る取り組み

GDPRについて

- General Data Protection Regulation（一般データ保護規則）
- EU域内の個人データ保護を規定（加盟国に対し、直接効力を持つ。）
- 2016年4月に制定され、2018年5月25日に施行

- 個人データの越境移転に関しては、GDPRの規定を順守する場合に限り、認められる。

グローバルスタンダードの比較

OECD8原則 （ガイドライン）	GDPR	個人情報保護法
①収集制限の原則	適法性、公平性及び透明性の原則 目的の限定の原則	適正な取得 取得に際しての利用目的の通知等
②データ内容の原則	目的の限定の原則 正確性の原則 記録保存の制限の原則	利用目的による制限 データ内容の正確性の確保
③目的明確化の原則	目的の限定の原則	利用目的の特定
④利用制限の原則	目的の限定の原則	利用目的による制限、第三者提供の制限
⑤安全保護の原則	安全性及び機密性の原則	安全管理措置、従業者・委託先の監督
⑥公開の原則	適法性、公正性及び透明性の原則 データ主体の権利行使のための情報提供、など	保有個人データに関する事項の公表等
⑦個人参加の原則	適法性、公正性及び透明性の原則 データ主体のアクセス権、訂正権、消去権、など	開示権、訂正権、利用停止権、など
⑧責任の原則	アカウンタビリティの原則	個人情報取扱事業者による苦情の処理

日EU　個人データ越境移転規制の制度比較

GDPR

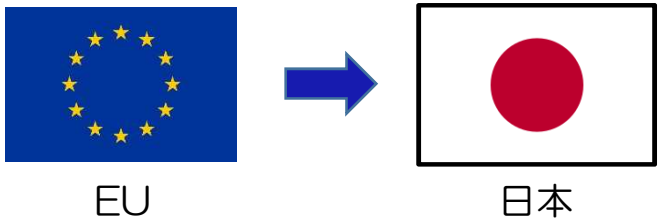

十分性認定

内部行動規範
企業間の契約条項

本人同意

個人情報保護法

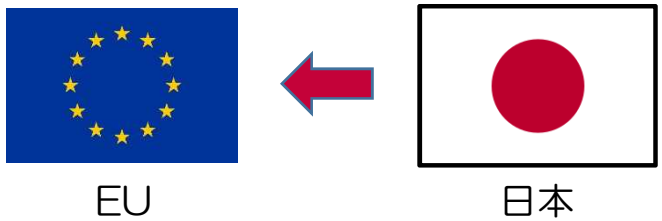

国・地域指定

基準に適合する体制整備

本人同意

日EU間の個人データ移転に係る取組

✓2016年7月　個人情報保護委員会が、日EU間で**相互に**データ移転の枠組みを構築する取組方針を決定

✓2017年7月　日EU間の相互の円滑な個人データ移転のための枠組み構築の具体的方策（※）等について確認

※日本側：個情法第24条に基づく**EUの指定**

EU側：　GDPR第45条に基づく我が国の**十分性認定**

✓2018年7月　当局間で、日EU間の相互の円滑な個人データ移転の枠組み構築について**最終合意**

✓2018年12月　欧州データ保護会議（EDPB）による意見書採択

✓2019年　1月15日　欧州委員会加盟国による決議

23日　**個人情報保護委員会によるEU指定**

欧州委員会による十分性認定

日EU両委員による共同プレスステートメント（2018年7月）

熊澤春陽個人情報保護委員会委員とベラ・ヨウロバー欧州委員会委員（司法・消費者・男女平等担当）による共同プレス・ステートメント（平成30年７月17日）

熊澤春陽委員とベラ・ヨウロバー委員は、本日、お互いの個人データ保護の制度が同等であると認識するための議論を成功裏に終了した。

相互に十分性を見出すことを通じて、高いレベルの個人データの保護に基づき、データが安全に流通する世界最大の地域が創出される。（後略）

日EU定期首脳協議共同宣言

安倍晋三内閣総理大臣、ドナルド・トゥスク欧州理事会議長及びジャン=クロード・ユンカー欧州委員会委員長による共同宣言 (東京、平成30年７月17日)（抄）

我々は，熊澤春陽個人情報保護委員会委員及びベラ・ヨウロバー欧州委員会委員（司法，消費者，ジェンダー平等担当）の共同声明と，日ＥＵ双方によって十分なレベルの保護を同時に見出すことに道を開く対話の結論を歓迎する。

高いレベルの個人データの保護に基づき，このように相互に十分性を見出すことを通じてデータが安全に流通する世界最大の地域を創出することにより，相互に十分性を見出すことは，ＥＰＡから得られる利益を拡大する。

（後略）

日・EU十分性相互認定の成功の要因

【主な3つの要因】

- ✓ 日・EU双方の認定スキーム
- ✓ グローバルスタンダードの存在（OECDガイドライン）
- ✓ 自由なデータ流通を含む、日EU間の強固な連携を求める両国の動機

【結果】

法改正を行わず、補完的ルールで最低限5つのルールを策定

EU補完的ルール（Supplementary Rules）

EUから十分性認定に基づいて日本へ移転された個人データに対しては、以下のルールが上乗せ的に適用される。

項　目	規律の内容
（1）要配慮個人情報の範囲	「性生活」、「性的指向」、「労働組合」
（2）開示請求権	６か月以内に消去することとなる個人データ
（3）利用目的の承継	提供元が特定した利用目的の範囲内で利用
（4）日本から外国への個人データの再移転	契約等による体制確保
（5）匿名加工情報	加工方法に関する情報を削除

GDPRの適用開始を受けた取組

委員会ウェブサイトにおけるGDPR情報の提供

アクセスは委員会ウェブサイトトップページから

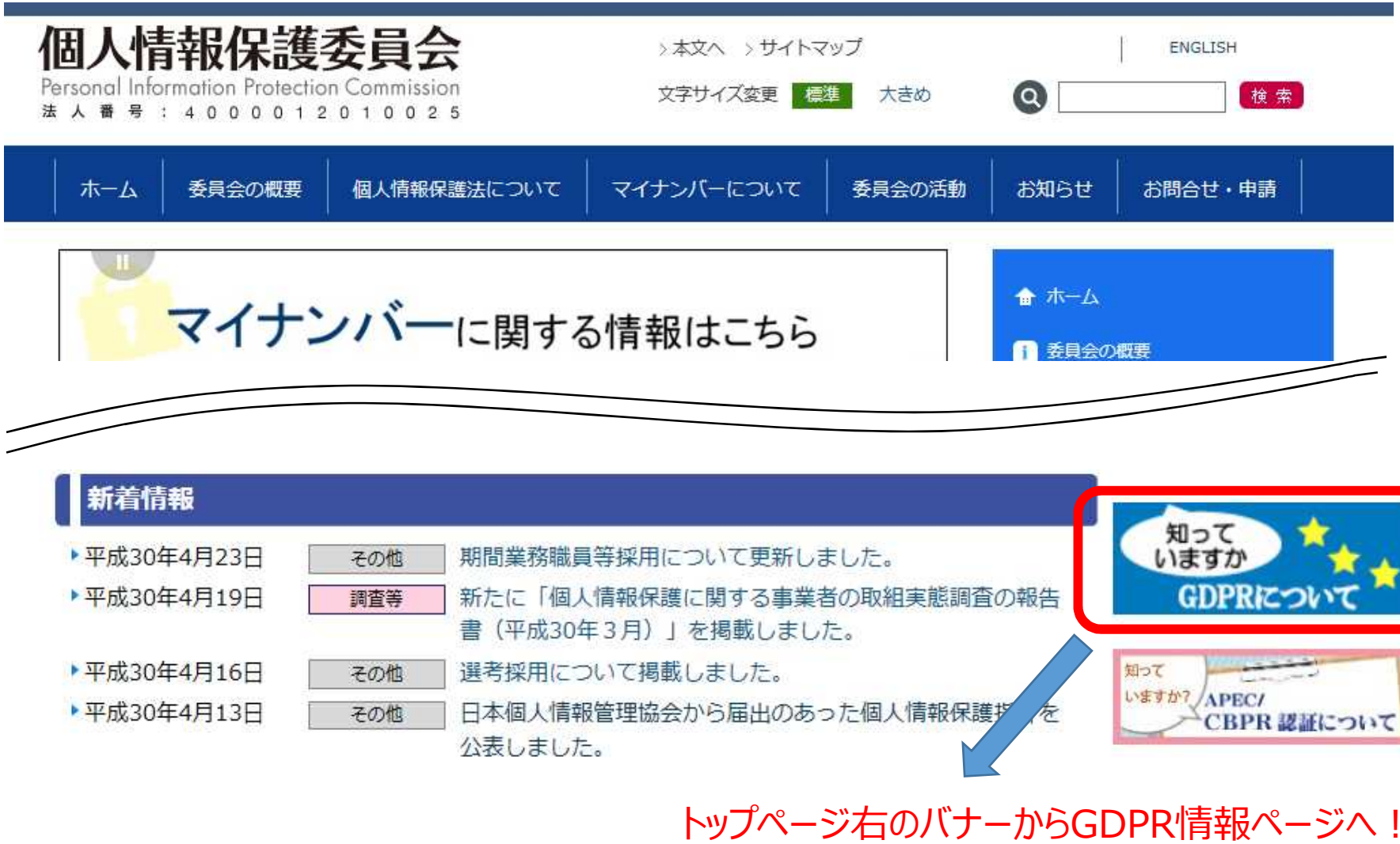

トップページ右のバナーからGDPR情報ページへ！

GDPR関係情報の提供

個人情報保護委員会ウェブサイト　GDPR関係情報提供ページのコンテンツ一覧

【GDPRの概要】

【EU域外適用に関する影響】

- ○ GDPR本体（前文及び条文）の日本語仮訳
- ○ GDPRガイドラインの日本語仮訳（11種類）
- ○ 説明と欧州委員会がWebサイトに掲載している資料の日本語仮訳付き
  - ・ 欧州委員会　Infographic（中小企業向けに簡単にまとめられたGDPR説明の日本語仮訳付き）
  - ・ Fact Sheet “Questions and Answers – Data protection reform package”（欧州委員会のGDPRによるデータ保護改革案についての質疑応答概略の日本語仮訳付き）

【越境データ移転】

- ○ EU域内から域外へ個人データを移転する条件
- ○ EUが十分なレベルの個人データ保護を保障している旨決定している国・地域

【参考（外部サイトへのリンク）】

- ○ 欧州連合　法令関連情報公開サービスのGDPRページ
- ○ 欧州委員会によるGDPRに関するQ&A
- ○ GDPRガイドライン
- ○ 欧州委員会のData Protection Reform - Factsheets 16 Jan 2017（EU加盟国の各国語）
- ○ 英国情報コミッショナーオフィス（ICO）のGDPR解説
- ○ フランス情報処理と自由に関する国家委員会（CNIL）の処理者向けGDPR解説
- ○ ルクセンブルクデータ保護機関のGDPRに関するQ&A
- ○ アイルランドデータ保護機関のGDPR解説

委員会ウェブサイトにおいて日本語訳を掲載している GDPRに関する条文・ガイドライン

【規定本体】

○ GDPR（前文、条文）

【ガイドライン】

○ データ保護影響評価

○ データポータビリティ

○ データ保護オフィサー

○ 主務監督機関

○ 制裁金

○ 同意

○ 個人データ漏えい通知

○ 自動化された意思決定とプロファイリング

○ 透明性

○ 第49条＜十分性認定、特定の安全保護措置以外の越境移転事由＞

○ 地理的適用範囲に関するガイドライン （意見募集版）

国際的な枠組への参加状況

国際的な議論への参画

- データ保護プライバシー・コミッショナー国際会議（ICDPPC）
- アジア太平洋プライバシー機関（APPA）フォーラム
- 情報通信分野におけるデータ保護に関する国際ワーキンググループ（IWGDPT）
- 経済開発協力機構（OECD）
- アジア太平洋経済協力（APEC）

● **個人情報保護委員会は、2019年に2件の国際会議を主催予定。**
  - ➢ **5月29日･30日：第51回APPAフォーラム　於東京**
  - ➢ **6月3日：G20サイドイベント（セミナー）～個人データの適切な保護と円滑な流通をグローバルに実現するために（仮）～　於東京**

● **世界各国から、データ保護機関及び一般聴衆を迎える予定。**

国際的な枠組みへの参加状況
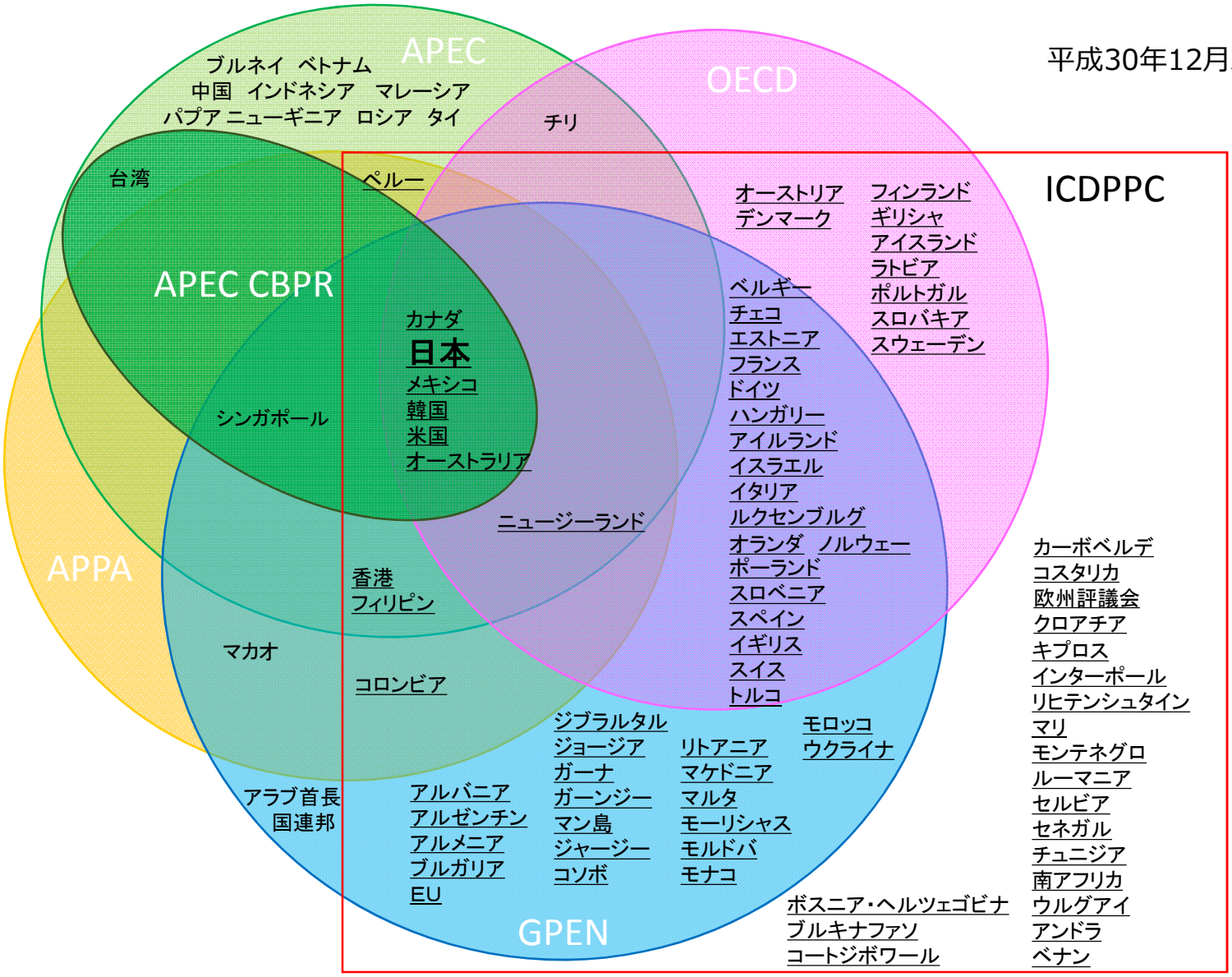
平成30年12月末時点